

## 山村留学センター結遊館への入所に関する委託契約書

第1条 那賀町立木頭小学校での山村留学制度（以下「留学制度」という。）の実施に伴い、山村留学センター結遊館（以下「センター」という。）への入所を希望する留学児童を受け入れるため、その条項を定めてセンターへの入居に関する委託契約をここに締結する。

第2条 この契約は、センターに入所する留学児童（以下「児童」という。）の保護者（児童の親権を負う者、又は後見人。以下「甲」という。）と、センター管理者（児童を監護養育する者。以下「乙」という。）との間において締結し、両者は児童福祉の精神に則り、児童がセンターを拠点とする学校及び地域社会での活動において、地元子ども及び地域住民との交流による人間関係を深めるため、双方の協力と誠意をもって、児童のセンター内での生活環境の充実に努めるものとする。

第3条 センターに入所できる児童は小学校教育の対象期間であって、男女の原則計6名までとする。

第4条 甲は、児童の食費を含む監護・養育の経費として、児童1名あたり月額65,000円(留学児童3名以上の場合)を前月の20日までにセンターに納入しなければならない。

2 前項の他に、給食費を含む学校の諸経費と児童個人の諸経費として、年額 100,000円を4月と9月の2期に分けてセンターに納入しなければならない。

3 前2項の額は、物価の上昇等その他の要因により変更することができる。

4 医療・学用品・衣料に要する経費、児童個人の小遣い、子ども貯金、スポーツ用品・遊具等に関する経費は全額甲の負担とする。

第5条 児童の居住地の転入・転出及び転学等に必要な諸手続は、乙の協力を得て甲が行うものとする。

第6条 乙は、児童がセンターでの生活を過ごすにあたり、他の児童とともに和やかな生活環境を醸成することに努め、児童に対する深い理解と愛情をもって、児童相互が健全な身体及び豊かな情操と良識を持った人間として形成されるよう、誠実に監護・養育を行うものとする。

第7条 学校の長期休暇やその他の特別な事情が生じたときは、児童を帰省あるいは引き取らせることができる。この場合、児童のセンターへの送迎は乙の了承を得て、甲が行うものとする。

第8条 甲は、児童の親権者あるいは後見人であり、本契約によって児童の扶養義務すべてを乙に委ねるものではなく、乙が児童に対し誠意をもって通常の監護・養育を行っている中で、次に掲げる事項等の問題が生じた場合、その責任の一切を甲が負うものとする。

- ① 児童が病気あるいは事故等により身体に異常があるときは、乙は医師又は医療機関に相談する等の適切な処置をとるとともに甲に連絡をするが、その結果生じる処理事項
- ② 児童が重い病気にかかるか、家出等のその他重大な事故が発生したときは、乙は必要な処置をとるとともに甲に連絡するが、その結果の処理事項
- ③ 児童の監護・養育に関して困難な問題が生じたとき、あるいは生じる恐れがあるときは、甲・乙が協議するが、その結果の処理事項
- ④ 児童が故意又は過失によって不測の事故を起こした場合の処理事項

⑤ 甲は学校行事や担任との懇談、PTA行事に積極的に参加する。

第9条 次の事項に該当する場合は、甲・乙が協議して本契約を解約することができる。

- ① 乙が善良な監護・養育を行っているにも関わらず、乙がその指導監督を続けることが困難となった場合
- ② 児童の監護・養育の経費として、第4条に定める費用の納入を甲が怠った場合
- ③ 留学児童とその保護者が契約の解除を希望した場合
- ④ その他、本契約による条項の履行が継続しがたい事由が生じた場合

第10条 甲は、この契約に定める以外に、留学児童の日常生活における目標等を定めた山村留学センター結遊館の生活等に関する規則を十分に理解し、承知するものとする。

第11条 甲が本契約の履行を怠ったときは、保証人が甲と連帯してその責を負うものとする。

第12条 この契約に定めのない事項、及び契約に関し疑義が生じたときは、関係者立ち会いのうえ、甲・乙が協議して決定するものとする。